

## 公益社団法人沖縄県地域振興協会倫理規程

### (組織の使命及び社会的責任)

第1条 公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下、「協会」という。）は、その設立目的に従い、基本財産の運用益収入を活用し、沖縄県の文化の高揚及び地域振興を図るための事業を行い、もって県民福祉の向上を目指す重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

2 協会のすべての役員及び職員（以下「役職員」という。）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

### (社会的信用の維持)

第2条 協会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### (基本的人権の尊重)

第3条 協会は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の威厳を傷つける行為はしてはならない。

### (法令等の遵守)

第4条 協会は、関連法令及び本協会の定款、倫理規程、その他の規程等を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、刑法その他の罰則の適用について、公務に従事する職員とみなされるほどに重大な責務を負っている立場であることを十分認識して、行動しなければならない。

3 役職員は、宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に助成金等が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

4 協会は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

5 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく本協会のコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

### (私的利益追求の禁止)

第5条 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地

位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 協会は、利益相反を防止するとともに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号及び同法施行令第4条第1項から第5項に該当するものでないことを示すため、役員職歴及び賞罰について自己申告させるとともに役員名簿を公開しなければならない。

2 協会は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 協会は、利益相反防止のため、役員に対して定期的に利益相反に該当する事項について自己申告させるとともに、その内容を確認して利益相反の防止又は適正化のために必要な措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対して、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 協会は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 協会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連 携)

第10条 協会は、助成事業者、地域活性化等を行う団体その他関係者が、地域の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築を共にめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

(研 鑽)

第11条 協会の役員は、地域の諸課題や地域活性化等の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、協会は、広範な知識と専門性を備えた人材の育成を図るため職員研修等の充実

に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 協会は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年2月22日から施行する。